

北関東における譜代藩飛地領の支配と在地役人

—彦根藩下野佐野領を事例に—

福重 恵子

はじめに

本稿は、北関東の譜代藩飛地領の支配体制について、彦根藩佐野領を対象として藩政策や在地役人の特性との関わりで検討するものである。

近年、近世の地域社会研究では、支配層と被支配層を媒介する身分的・中間層に焦点が当てられてきた。そのなかで、村役人層などさまざまな中間層が担う村落支配の実態をとおして地域社会の構造と特質を説明する研究が進展した。また、「身分的周縁」論⁽²⁾においては、武士身分とは何かという問いとともに、在地代官、大庄屋、幕領の地役人など、一時的な武士、もしくはそれに準じられる身分を付与されて在地支配を担った多様な存在の実態が明らかにされてきた。支配体制に組み込まれる領民がどのような身分に位置付けられるかは、それぞれの領主支配のあり方によるだけでなく、地域社会の特性や構造とも密接に関わる問題である。

また、一九八〇年代以降、地域社会研究は幕領研究によって大きく進展し⁽³⁾、その後、地域社会と領主権力の問題を统一的に把握するという研究視角から⁽⁴⁾、藩領や旗本知行所を対象として、支配や藩政との関わりで地域社会の実態を説明する

研究が活発に行なわれてきた。とりわけ畿内・近国、九州など西日本で多くの成果が生み出されている。⁵一方で、関東に目を向けると、所領の錯綜・分散といった地域特性に加えて、幕府広域支配へ関心が集中してきたことなどを背景に、藩など個別領主支配の枠組みで地域を捉える研究はまだまだ限定的である。⁶関東においても、諸藩の政策に規定された地域社会の特質を分析する必要性があらためて提起されている。

以上のような課題関心から、本稿では、彦根藩が北関東に領有した飛地、下野国佐野領（以下、「佐野領」と称する）を対象として、その領主支配の特質を検討する。一般的な諸藩の分領支配が勤番藩士の集団によって担われたのとは異なり、佐野領では代官以下六〇名程度の在地扶持人による陣屋支配が近世をとおして維持された。こうした支配はどのような要素に規定されて成立し、かつ存続したのか。この問題を、藩政策や在地役人の実態との関わりをなかで検討し明らかにする。この作業をとおして、佐野領における領主支配と地域社会の関係性を検討するための基礎的研究としたい。

佐野領については、一九七八年刊行の『佐野市史』やその編纂に携わられた村上直氏の研究⁸があり、代官・目付を擁する陣屋体制の構成、藩の佐野奉行の職務などの分析とともに、支配の概要が示されている。しかし、その検討はおもに近世前期の史料に依っていて、在地代官たちを中核とする支配という側面に焦点が当てられているため、時期による変化は論究されておらず、また藩政との関連についても十分な検討がなされているとはいえない。一方で、佐野領に関する史料は在地、藩側の双方において少なく、それが市史編纂以降の新たな研究を阻んできた要因の一つでもある。そこで本稿では、既存の在地役人家文書の再検討⁹に加えて、藩政史料に含まれる勘定方の藩士による記録類¹⁰などを使用し、先行研究に残された課題にも対応することを目指す。

そのため以下では、第一章で支配体制の変遷とその性格の変化を通時的に明らかにし、それを踏まえて第二章で、代官などの在地役人の実態を藩や在地社会との関係性を念頭に置いて検討することで、佐野領の支配体制の特質を提示する。

第一章 佐野領の藩支配

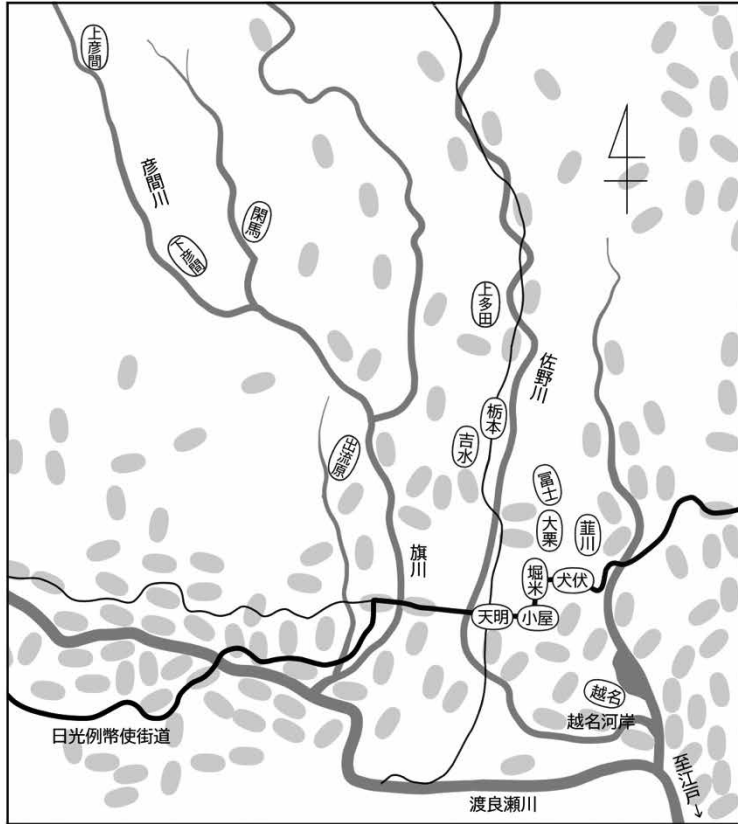
第一節 佐野領の概要

はじめに彦根藩と関東分領の概要を述べておく。⁽¹⁾彦根藩は、慶長五年（一六〇〇）井伊直政の近江入封によって成立し、二代直孝の代に加増を受け、領知高三〇万石の譜代大藩となる。寛永一〇年（一六三三）の加増は関東において行なわれ、下野国佐野領（一万七六九三石）、武蔵国世田谷領（二三〇七石）の合わせて二万石の飛地が設定された。彦根藩は近世をとおして国替えがなく、国元の近江領は幕末期に若干の変動があるが、佐野・世田谷領は明治初年まで存続した。二つの関東領はいずれも藩の佐野奉行（または「佐野役」）によって管轄されたが、それぞれ在地体制は大きく異なり、佐野領には前述したように六〇名を超える規模の陣屋が置かれたが、世田谷領では在地代官一、二名が役宅を代官所として村落支配を行なった。⁽²⁾

佐野領が設定された下野国安蘇郡（現・栃木県南西部）⁽³⁾は、足尾山地から流れる佐野川など三つの河川の流域に沿って南北に広がる地域である。北部を中心に山地が多くを占めるが、丘陵地や肥沃な扇状地、関東平野の一部となる台地・低地を含む。平安期に摂関家領園「佐野庄」として開かれた後、近世初頭までほぼ佐野氏が支配したが、佐野氏は慶長一二年に天明に春日岡城を築城した後、同一九年改易となる。⁽⁴⁾地域はその後本多正純所領などを経て、幕府領・藩領・旗本領に細分され、寛永一〇年（一六三三）安蘇郡五二カ村のうちの一五カ村が井伊家所領となった。周辺一帯は入り組み支配や旗本の相給が錯綜し領主変更も頻発する地域であったが、彦根藩領一五カ村に限っては近世をとおして変化なく存続し、一九世紀の改革組合村編成においても一五カ村独自で組合が結成されるなど、所領錯綜地域のなかにおいて稀有な特徴をもった。

以上のような地域性や成立過程を踏まえて、次に佐野領一五カ村の概略をみる。一五カ村の分布と村々の概要を【図

【図1】佐野領一五カ村概略図



(天保九年五月「天保国絵図 下野国」(国立公文書館デジタルアーカイブ)をもとに加筆して作成。)

1)、【表1】に示した。

領内の中心は、往還沿いに並ぶ天明町、小屋町、犬伏町、堀米町が形成する、「四町」⁽¹⁵⁾と呼ばれる宿町場（以下では一帯の総称として「四町」を使用する）である。四町は、中世からの宿場であった天明町を中心に、近世初頭に佐野氏の城下として整備された。近世では日光例幣使街道の二つの宿場（天明町・小屋町が天明宿、犬伏町・堀米町が犬伏宿）を形成し、両宿それぞれで六斎市が近世初期から開かれるなど、支配領域を越えた周辺地域一帯における交通・商業の中心であった。

領内にはこのほかに、四町の南に近接する、渡良瀬川支流の河岸をもつ越名村（相給支配）と、北

【表1】佐野領一五カ村概要

	人口	家数	馬数	田		村高(石)					
				田	畑						
1	天明町	2,184	600	21	1,689.570	368.401	2,057.971	天明宿			
2	小屋町	1,739	492	7	16.643	632.367	649.010				
3	犬伏町	1,537	428	0	578.112	1,427.689	2,005.801	犬伏宿			
4	堀米町	935	248	18	766.388	1,416.224	2,182.612				
5	栃本村	1,631	406	42	22.620	1,880.525	1,903.145	陣屋 薪蔵、御林山番所(2カ所)			
6	富士村	504	124	30	316.408	325.985	642.393				
7	大栗村	124	26	8	74.534	94.819	169.353	御林山番所 御林山番所			
8	葦川村	143	32	9	193.012	154.802	347.814				
9	吉水村	746	179	25	400.408	624.274	1,024.682	炭蔵			
10	出流原村	765	178	38	438.628	632.800	1,071.428				
11	上彦間村	2,360	686	97	170.474	1,971.995	2,142.469	炭蔵			
12	下彦間村	1,149	345	41	379.516	1,046.353	1,425.869				
13	閑馬村	1,175	340	40	46.269	1,504.659	1,550.928	(相給)船着河岸、薪・炭蔵 (相給)			
14	越名村	255	54	10	12.787	104.989	117.776				
15	上多田村	303	90	21	158.023	244.127	402.150				
計					15,550	4,228	407	5,263.392	12,430.009	17,693.401	
				a	b			c			

典拠:a 宇都宮大学所蔵「大川家文書」18(文化2年)

b 同「大川家文書」10「佐野御領分御高帳」(嘉永5年~万延元年)

c 同「大川家文書」2「享保十六辛亥年十月 下野国安蘇郡佐野拾五ヶ村并御林山共御拝領旧意様子書」

部、北西部の山間を含む広域に分布する一〇カ村の農村がある。領内からは、年貢の農産物のほか、木材、薪炭、松茸、また後期には綿織物、石灰など、多様な物資が産出され、越名河岸から江戸藩邸へ輸送された⁽¹⁸⁾。

藩の在地支配は入封時より四町を拠点として行なわれた。陣屋はそのうちの堀米町に置かれたが、いわば四町全体が「陣屋元」⁽¹⁹⁾であったといえる。

第二節 近世前期の藩支配

近世初頭の佐野地域には、佐野氏改易などにもなつて土着、帰農した浪人・郷士が多く存在し、名主・長百姓層を形成していた⁽²⁰⁾。本多正純所領の時代(元和二年(一六一六)~同八年)には、こうした家々が日光御用人足を勤めて年貢諸役免除の特権を与えられ、一部は扶持を付与されて在地支配に活用された。寛永一〇年(一六三三)井伊家が入封した際も、このような在地の有力土豪などから五家が代官に登用され、在地支配が開始された。

慶安元年(一六四八)一月に藩から代官たちに対して佐野領支配に関する詳細を指示した文書群の内容からは、五人の代官が「面々代官所」(それぞれの役宅)を拠点とし、おもに「下代」を

使つて「預り所」（所轄の村落）の年貢やその他運上の徴収、人別管理、郷中統制・治安維持、公事訴訟、道・橋などの營繕・管理、市の統制、鷹場管理などの職務を行なつていたことが窺える。また代官たちは、公事訴訟、他領民との争論、軽罪人への過料、禁止されている他領への養子や入婿・嫁入に関する裁可をはじめ、その他「存処」はすべて遠慮なく「仕置人」と相談することとされた。「仕置人」は領内統治を差配する藩の役人とみられ、佐野領を管轄する、のちの「佐野役」「佐野奉行」に相当する役職と考えられる。ここからは、代官たちが「仕置人」をとおして藩の差配を受けたこと、そして、特に訴訟や他領と関わる事項については代官たちに専決権がなく、藩への伺いが必要とされたことがわかる。このように初期の代官体制は、藩の監督下で、個々の代官が各自の下代を使いながら私宅を拠点として管轄地域の支配を行なうものであったと考えられる。

一七世紀の佐野領の史料は限られ、特に後半の在地の状況を知ることが難しい。しかし、領内栃本村の土豪層が残したとされる文書²²には、一七世紀半ばの佐野領における彦根藩士や代官たちの動向に関して、次のような記述がみえる。

【史料二】（引用史料中の括弧、傍線、丸数字はすべて筆者による。以下史料も同様。）

右寛永十年酉之御初入より明暦三酉正月迄佐野にて役人ハ代官五人、御足軽拾人にて御知行十五ヶ村御支配被成候処に、同年正月江戸大火、御上屋敷類火に付、栃本御林にて御材木伐出シ、江戸屋敷へ送ル、此時御屋敷様より被仰付、佐野へ御出被成衆中加持次郎左衛門殿・足沢四郎左衛門殿・朝倉伝左衛門殿、右三人御材木方に御出被成、夫より佐野之御目付に成ル、此時御足軽も四拾人に被仰付候

加持次郎左衛門殿・足沢四郎左衛門殿、江戸御屋敷へ被召帰候、替りとして村瀬六郎左衛門殿ハ山口九兵衛（代官）御取持にて佐野目付に被召抱、御同役にて御勤被成候

明暦三年（一六五七）一月の江戸大火による上屋敷類焼をうけて、領内栃本村からの材木調達が行なわれた。その際、材木方として江戸藩邸から派遣された三名が佐野領の「目付役」に任命され、また、それまで領内に計一〇名いた足軽が

四〇名に増員されたと記されている。さらに、目付役の三名はその後二名が帰府し、代りに代官である山口九兵衛の取持ちによって村瀬六郎左衛門が召し抱えられたとあるので、少なくとも目付の一名は藩士からまもなく在地の者に交代されたことがわかる。

ここからわかるのは、初期からの代官支配体制に対して、明暦期に三名の目付役と四〇名の足軽集団の設置が行なわれたこと、そして目付役は、当初江戸藩邸の藩士が務めたがほどなく在地の者に交代され、在地から登用される役職となっていたことである。この目付三名と足軽四〇名の存在は、元禄八年（一六九五）の在地扶持人の構成を示した、文末の【表2】Aに確認することができ、後述するように一九世紀まで維持された陣屋体制の特徴的な要素である。つまり、佐野領の在地支配体制は、明暦期頃にその基盤が作られたことがわかる。陣屋が四町に設立されたのは万治二年（一六五九）とされている。⁽²³⁾以上をあわせて考えれば、佐野領では一七世紀中頃には当初の初期代官体制、すなわち五人の代官による個別的な預り地支配というあり方が見直され、代官・目付と足軽集団を含む陣屋組織による支配への転換が図られたものと推定される。

そして一八世紀に入ると、陣屋体制内部のあり方にも変化が加えられていく。享保期に、藩の佐野奉行たちから佐野領の代官・目付衆に対して次のような通達が出されている。⁽²⁴⁾

【史料二】

覚

当春合式日被相定、御陣屋江各方参会御用被相務之旨承尤之御儀ニ存候、縦差当相談可有之御用無御座候而も、各方御陣屋江参会之儀者五ニ支配下安否をも承被申、第一御仕置之筋旁可然儀ニ存候間、向後壹ヶ月ニ三度之式日弥無懈怠様ニ可有御心得候、且又小頭衆も式日ニ御陣屋江罷出候様ニ可被致候、尤其時分相務候様可被申渡候

一、須藤彦右衛門（船方役）方ニも只今迄も御用之時分者参会可有之候得共、各方式日寄合候節、壹ヶ月ニ一兩度も

向後者被罷出、御船積御用向之儀旁為相談有之可然様ニ存候、此段各方々可被相達候、以上

河西忠左衛門

享保九年辰九月

荒木儀兵衛

御代官衆中

御目付衆中

享保九年（一七二四）春、陣屋に「各方」が集合する月三回の式日が設定された。それについて、同年九月にあらためてその徹底が藩から代官・目付たちに指示されたのである。前半では、特に相談事項がなくても月三回の式日に陣屋へ集合することは、互いの担当域に異常がないこと（支配下安否）を確認しあえるとともに、そもそも領内の支配向き（御仕置之筋）を適切に行なうために必要なことである、また足輕小頭も同様に集合させるように、と述べられている。そして後半では、これまで用のあるときのみ陣屋に来ていた船方役についても、毎月一、二回は式日に出勤させることが通達されている。

また元文二年（一七三七）一月には、藩の家老から佐野奉行たちに対して次のような通達が出される。⁽²⁵⁾

【史料三】

一、^①佐野御扶持人・御足輕支配之儀、古来今奉行人之支配与申儀しかと致候被 仰出無之候に付、当春奉行人支配与申義申渡候、依之御舟之船頭・水主迄奉行人之支配被申付、^②則我等共書付拝見致させ、其元添書も見せ、印形取被申候よう承知候、只今まで無之儀改候二付、御役人中始違背之族有之者、我等共へ被申聞不及事ニ候間、急度可被申付候、（中略）

元文二巳年十一月

木俣清左衛門

佐野奉行衆

まず傍線部①では、従来立場が明確ではなかった「佐野御扶持人・御足軽」について、同年春に初めて藩の佐野奉行（奉行人）の支配下にあるとして明文化されたことが示される。そして今回、その対象が「船頭・水主迄」を含めた者たちである旨があらためて強調されている。また傍線部②では、このことを「御役人中」、すなわち代官・目付に書付を見せて承諾させ、もし従わない場合は家老たちの裁可を仰ぐまでもなく処罰してよいという指示が達されている。「佐野御扶持人・御足軽」は、通常代官・目付を含めた陣屋体制全員の総称として使われることが多いが、ここでは特に代官・目付の下位にいる下役人と足軽たちを指している。そして「船頭・水主」は、陣屋の船方役（後述する、越名河岸を拠点とする旧土豪の須藤氏）の差配のもとで佐野・江戸間の舟運を担う者たちである。傍線部①には、これらの者たちが、これまで代官・目付や船方役の支配下として、彼らの個別の属僚であるかのように在地で認識される実態があったことが示唆されている。そして元文二年、藩はそれを明確に否定し、領内で藩の御用に関わるあらゆる者たちを、佐野奉行の支配をうける藩直属の扶持人とするという決定を示達したのである。この変更は、代官・目付や船方（御役人中始違背之族）にとつては旧来の権能や人的支配関係の剥奪を意味する。そのため藩は傍線部②のように、彼らが容易に承服しない可能性を警戒し、強い姿勢で従わせるよう佐野奉行に命じているのである。これに関わる請書は残されていないが、史料三が在地側で記録されたことからみて、代官たちはこの変更を受け入れたのであろう。しかし、前掲史料二と史料三がいずれも「当春」に通達した変更を同年秋に再度通達したものであることをみれば、それぞれの背景は前後の文書を未見のために不明であるものの、藩による代官・目付たちに対するこうした指示・決定が在地側で即座には徹底されない実態があったことも想像されるのである。

以上の史料二、史料三からは、一七世紀半ばに陣屋体制が成立した後も、在地の代官たちの性格は初期代官のそれと大きくは変わらなかったことが窺える。すなわち、一八世紀に入っても代官たちは、陣屋に参集せず個別に預り地の村落支配を行なうとともに、下役人・足軽などを旧来の各自の下代と同様、自己の支配下としていた。船方役と船頭・水主の関

係性も同様であったと考えられよう。藩はこのような状態のなかで、享保期には代官・目付たちに対して、陣屋を拠点とする組織的な勤め方、すなわち藩の役人としての勤め方への転換を迫った。また元文期には、彼らと下役人以下との旧来の関係性の解体を図った。こうした変更を通じて、代官・目付とその他の扶持人たちは、ともに藩の直接支配下で地方行政の実務を担う存在として、役職にもとづいて組織内に再編されていったと推測されるのである。以上のように、一七世紀半ばに成立した陣屋体制は、一八世紀前半に藩が進めた、代官・目付をはじめとする在地扶持人たちの藩役人としての再編、いわば「官僚」化をともなうて、徐々に藩の支配機構として整備されていったものと考えられる。

第三節 陣屋体制の特色

では、そのようにして確立された陣屋体制とはどのようなものであったのだろうか。

陣屋は、四町の堀米町に置かれた。敷地は東西三七間、南北三五間、一三〇五坪で、二つの門があり、周囲に幅一間の外堀・内堀、および土手を有した。元文四年（一七三九）の敷地内には、主な執務の場である会所のほか、物書所、長屋二軒、勘定長屋、陣屋守居宅、相談部屋、土蔵といった建屋があり、一九世紀には牢屋も存在した。代官以下、陣屋の扶持人たちは基本的に四町内に居住し、陣屋守を除いて陣屋内には居住していない。

次に、陣屋体制の扶持人構成について概観する。文末の【表2】は、陣屋の恒常的な構成員とみなされる代官以下足軽⁽²⁷⁾までの人員について、元禄八年（一六九五）と文化二年（一八〇五）の詳細をそれぞれA、Bとして整理したものである。Aは近世前・中期の扶持人体制を伝える唯一の史料である元禄八年の寄進帳⁽²⁸⁾から、またBは一九世紀初頭ではあるが、扶持人の役職や給与などの詳細がわかる最古の扶持人書上⁽²⁹⁾から作成した。それぞれ史料の性格、時期、情報量は異なるが、それに留意したうえでおもに【表2】Bを用いて陣屋体制の構造をみていくと、組織構造や扶持人構成の特色として、以下の点が指摘できる。

第一に、陣屋体制の組織は、役職と扶持の内容からみて、①最上層（代官・目付、および船方）、②下役人層（足軽小頭、物書役、薪役、船上乗）、③足軽、の三層に大別できる。そして人数は、明暦期に設定された四〇名の足軽を含めて定員およそ五五名である。こうした基本的な構造や規模はAとBの時期で大きな変化がない。⁽³⁰⁾よって陣屋体制は、前節でみたように一七世紀半ばに成立した後、遅くとも一七世紀末（A）にはこうした職階が整備され、それ以降一九世紀初頭（B）まではほぼ同じ体制が維持されたことがわかる。

第二に、最上層①の代官・目付・船方は、合力米や切米を給付され、②以下とは給与内容によって明確に区別されている。代官・目付・船方は、陣屋組織のなかでそれ以下とは一線を画し、位置付けの異なる役職として存在したといえる。

第三に、③の足軽の集団は、文化二年（B）ではほぼ半数に役職が割り当てられ、役職の有無や種類によって序列化されている。そして、その上部は「物書見習」「物書手伝」などとして②の下役人層の予備軍となっていることがわかり、②と③の境界は流動的といえる。陣屋の足軽は、「御扶持人・御足軽」（前掲史料三）などとしてつねに①②とは区別して表記されるが、実際には本来の番方としてのあり方に加えて役方を兼ね、陣屋の多様な実務の担い手として機能した。足軽の役職については、元禄八年の寄進帳（【表2】A）には明記されないため一七世紀の実態は明確にならないが、一八世紀中頃のありようは宝暦九年（一七五九）に作成された陣屋の職務規定「佐野諸役人并御足軽年中勤方之事」（以下「勤方之事」と略称⁽³¹⁾）から窺うことができる。そこには、「炭役」「下目付」「陣屋守」の役職名と具体的な職務内容が明記されるが、それ以外の職務に動員される足軽については、すべて「御足軽二三人程ツ、」「御足軽五六人ツ、」などとして役職名は記されず、また人数も明確には規定されていない。つまり宝暦期の時点では、上記の三役はすでに足軽の役職として存在したが、それ以外の役職は未確立であったと考えられる。以上と、前述の【表2】Bにみる一九世紀初頭のありようを考え合わせると、足軽の役職分化は近世前期に始まり、一八世紀後半に役職の拡大と細分化が進んでいったことが推定される。陣屋は、下役人層②と多数の足軽③を役職によって階層化し実務担当者の集団とすることで、

地方支配業務の拡大や複雑化に対応していったのである。

第四に、そうした下層部の足軽や船上乗においても、「伴介忤子」などとして俸が「出扶持」を支給され、定員外の雇足軽として扶持人の末端に加えられている。ここからは、足軽や船上乗の子弟がまず雇足軽として見習期間を過ごし、やがて親の跡役を継ぐなどして本役に組み入れられていく過程がみてとれる。実際【表2】A、Bには同姓同名ないし同姓が階層を問わず散見され、全般に複数代にわたって長期勤仕する家が少なくなかったことを窺わせる。陣屋体制は、最上層のみならず下層部においても実質世襲的に再生産されていたと考えられる。⁽³²⁾

以上、陣屋体制について扶持人組織としての特色をみてきた。続いて以下では、陣屋の機能や職務遂行のありかたについて、とくに主導層である代官・目付の役割に着目して検討する。⁽³³⁾

まず、代官・目付の役割の位置付けについてである。前述のように、各役職の給与は文化二年時点【表2】B)では例外的要素もありバラツキがあるが、実際にはそれぞれ一律であることが複数の史料によって確認できる。一例としては、一九世紀に陣屋で管理された、代官・目付など在地役人家に関する「由緒書」と題した文書群(以下、便宜上「役人由緒書」と称する)⁽³⁴⁾がある。役人由緒書には、家々が代々務めた役職や給与、褒賞・懲戒などの履歴が記録されている。それによれば、代官・目付の給与は少なくとも承応元年(一六五二)から嘉永元年(一八四八)までの間、代官が七〇俵、目付と船方が四〇俵で一定し、見習期間や多少の例外を除けば基本的には同役間で差がなく、また時期による変化もない。⁽³⁵⁾つまり代官・目付は、各役職のなかでは序列はなく、基本的にはそれぞれ三名が並列する体制であるといえる。

次に、代官・目付の機能をみていく。宝暦九年(一七五九)に佐野奉行の杉山伝右衛門が作成した「佐野役并佐野御役人・小役人共勤方書上」⁽³⁶⁾には、代官・目付について「平生者御代官・御目付相談之上御用向相弁、重き事者江戸表江奉窺候」とある。つまり代官・目付は、常に「相談」しながら日常の役儀を遂行し、重要事項については江戸藩邸の裁可を仰ぐよう定められていた。代官と目付は、日常的には江戸藩邸に管轄され、両役複数の合議によって意思決定を行う体制

だったといえる。

このような代官・目付の合議制的なあり方は、職務の遂行体制にも明確に示される。同じく杉山による前述の「勤方之事」⁽³⁷⁾には、陣屋の各職務の勤め方が三五カ条にわたって示されている。例えば次のような内容である。

【史料四】(冒頭) () 内は、史料中の記載順。

(一〇条) 一、三月節句前迄之内、富士・大栗御林山木葉野手御払二相成候二付、御代官老人、御目付老人、小頭老人、

御足輕五六人ヅ、出勤仕候、尤御役人悴子共儀も代ルく出勤仕候、御払物并竹木年中小頭御勘定持申候

(二一条) 一、三月初旬四月二至、町在宗旨人別御改支配、御代官老人、御目付老人、御物書役、下目付、平御足輕者

其所二寄四五人六七人程ヅ、出勤仕候、右之外御陣屋守右昼食仕出し賄二出勤仕候

(二二条) 一、折々御林山見廻り、御代官・御目付一役老人ヅ、小頭老人、御足輕老人出勤仕候、尤御役人悴子共儀

も右同断

傍線部のように、代官・目付は必ず揃って役儀を務めるものとされる。「勤方之事」には、これ以外の職務についても同様に、ほぼすべて代官・目付の最低一名ずつのペア体制で行なうことが明記される。目付については、下目付(足輕が務める役職)のみを同伴して行なう船荷見分などの職務があるが、代官に関しては単独によって行なう職務はみられない。代官・目付が具体的にどのような異なる権限と役割をそれぞれ持ったかは不詳であるが、代官が、いかなる職務の遂行においても目付の立会を必要としたことは明らかである。

以上から、陣屋の主導層である代官・目付が、合議制(「相談之上」)による意思決定と、協働体制での役儀の遂行を基本としたことが確認できる。こうした体制は、代官が突出した権限を持つことを防止するとともに、目付の監察機能や相互監視体制によって代官・目付の不正や恣意を抑制し、組織として行政実務を遂行させることを意図して構築されたものとみなされよう。実際、職務ごとの詳細なチーム編成の規定からは、代官・目付をはじめとする陣屋の扶助人全体が、前

節でみた享保・元文期のありようから大きく変化し、組織化された体制で機能する様子が窺える。このように佐野領では、遅くとも宝暦期（一八世紀中頃）には役職ごとの職務内容や相互の役割が明確化、明文化され、藩の地方支配機構としての陣屋体制の整備が進んだことが確認できるのである。

以上、前節と本節では、近世前期の佐野領の支配体制について、その成立過程と特徴をみてきた。ここで、こうした動向を国元藩庁の動向との関わりでもみておきたい。彦根藩では、慶安二年（一六四九）頃以降、目付役の体制が拡充される。佐野領に目付が追加される明暦期より少し前のことである。目付は、当初の家中監察の役割のほかに、郷中監察、家老や奉行などの役儀執行に立会う「証人」機能が追加され、増員が行なわれた。さらに元禄期には、藩財政再建のために行なわれた職制改革のなかで人事管理の根幹を担う役職として重要性を深めていく。³⁸また、その職制改革では、藩政機構全体で月番制の導入や勤め方の明文化など、「合議制による均質的な支配の実現」を目的とする施策が実施されたことされ、国元近江領の地方支配機構も、元禄期から正徳期にかけて交代制・合議制の体制へと改編されていった。³⁹

右のような近世前期の国元藩庁の政策には、これまでみてきた佐野領支配体制の特徴的な要素、すなわち目付役の存在や代官・目付の合議制を中核とする組織のあり方などとの共通点を見いだすことができる。陣屋体制の成立やその整備の過程も、藩庁機構の改編時期と近い。同時期の佐野領支配政策に関する藩政史料は見出せていないが、以上を踏まえれば、陣屋体制が本藩の改革基調をもとに構築された可能性は十分考えられよう。佐野領では、一七世紀半ば以降、合議的主導体制をもつ陣屋組織が構築され、一八世紀前半にかけて服務規定や職務内容の明確化、また役職の機能分化など、行政機構としての組織の整備が進められた。藩は、佐野領に本藩政策に準じた「官僚制」的な組織やその運用体制を導入することで、藩政組織としての地方支配体制の確立を図った。ただし、大規模な家臣団を擁した本藩と異なり、佐野領では代官をはじめとする既存の在地扶持人たちの活用が前提とされた。そのため、土豪的要素を残した代官たちを吏僚化した藩の組織体系に組み込むことで、「官僚制」と在地性を併用した在地体制が目指されたと考えられるのである。

では、こうして在地の体制が整備されていった一方で、藩庁側の監督体制にはどのような変化があったのだろうか。関東領を管轄する佐野奉行について、史料からわかる限りの近世前期の事例をみると次のようである。一七世紀前半、佐野領成立後まもない寛永・慶安期の佐野奉行は、二名体制で、専任かつ数十年という長期にわたる就役であったことがわかる。⁽⁴⁰⁾しかし元文四年（一七三九）以降、佐野奉行の職掌は勘定奉行への統合も模索され、宝暦期からは数名の勘定奉行による兼帯が一般化する。⁽⁴¹⁾また、佐野奉行が勘定方役人を帯同して行なう年一回の年貢確定のための現地巡見も、寛保二年（一七四二）には一時的に隔年化されている。⁽⁴²⁾このように、国元藩庁による監督体制は一七四〇年頃より明らかに縮小・簡略化が図られていく。こうした動向が藩財政悪化への対応であったことは間違いないが、その前提には在地側の体制がこの頃までにある程度確立されていたことがあつたものと推定される。すなわち佐野領では、扶持人を取り込んだ在地支配機構の整備の進展にもなつて、藩庁側の遠隔支配については省力化され、藩としての効率的支配が目指されたものと考えられよう。結果として一八世紀の佐野領支配は、一七世紀よりも藩が在地の扶持人体制に依存を深める形で行なわれたと推測されるのである。

第四節 近世後期の支配体制改編

一八世紀後半になると、前述のような藩側の監督体制のあり方、および地域の社会状況の変化を背景として、佐野領では在地における支配上の課題が表面化していく。前述の宝暦期の佐野奉行杉山伝右衛門は、宝暦九年（一七五九）、藩庁内向けの文書のなかで次のような実態を上申する。すなわち、多くの佐野奉行は、頻繁に交代するために在地事情に精通せず役儀の不備に繋がっている。また代官・目付たち（「佐野御役人共」）との意思疎通にも問題を抱えて統括が行き届かず、結果として年貢収入の減少を招いているという。⁽⁴³⁾さらに杉山は、当時の佐野領内の情勢と支配上の課題について次のように指摘する。⁽⁴⁴⁾

【史料五】

① 佐野奉行江戸ニ詰罷在候而者、佐野御役人共申渡候事御百姓共納得仕兼、少し之事も江戸江願ニ出可申由相談仕候もの出来申候、② 頭取候もの式三人御座候へハ、一統二何之差別も不存、数千（十の誤りカ）人百人江戸江罷出候様ニ相成候事関東百姓之風之様ニ御座候、③ 先年富田権兵衛（享保一五〇一八年に在任した佐野奉行）定府ニ而佐野役相務候節も佐野治り兼、元文中中御勘定方ノ兼帯仕候節も江戸江之願事多キ様ニ佐野御役人共申候、早去寅年中も御百姓共御他領ものへ仕懸ケ公事之願両度出申候、④ 御勘定人共小検見之致方若少々強節抔も御勘定奉行江戸ニ罷在候而者不宜候、（後略）

杉山によれば、佐野奉行が巡見時に江戸藩邸に逗留している際、領内百姓たちが「佐野御役人共」（代官・目付）を飛び越えて少々のことでも藩邸へ訴願に行こうとする傾向があり（傍線部①）、当時の北関東では集団で江戸へ押し掛ける農民の行動が問題化していたが、佐野領でもそれと同様の風潮が起きているという（傍線部②）。こうした動向は過去の佐野奉行の時期にもみられ（傍線部③）、勘定方役人が現地で年貢賦課を見定める際も、厳しい結果を出すと百姓たちが江戸藩邸に逗留中の勘定奉行のもとへ訴えにいってしまう（ので長く逗留しない方がいい）といった内容（傍線部④）が記されている。杉山の指摘からは一八世紀後半、北関東一帯の農村経済悪化にともなう情勢不安と混乱のなかで、佐野領においても在地の代官・目付たちが領民を統制しきれず、また佐野奉行をとおした藩の遠隔支配も有効に機能していないという実態のあったことが示唆される。

こうした課題に対して藩は、まず在地側の権力・權威の強化によって領内統治の充実を図ろうとした。寛政一二年（一八〇〇）、「是迄役人共（佐野奉行などの藩士）常詰ニも不申付故歟、不行届筋も有之ニ付今度松村半十郎、佐野奉行申付候⁽⁴⁵⁾」として、代官家のうちの最古参であった松村氏を佐野奉行に抜擢するという異例の人事が行なわれる。しかしその試みは約五年で終了し、継続されなかった。⁽⁴⁶⁾その後、藩がついに抜本的な改革に乗り出すのは文化期に入ってからのもので

ある。佐野・世田谷領担当の彦根の勘定方役人が残した記録類⁽⁴⁷⁾からは、文化期以降幕末にかけて、少なくとも次の三つの改編が行なわれたことが明らかになる。

第一は、彦根藩士による佐野詰である。佐野詰とは一年間を単位とする佐野領陣屋での交代勤番のことであり、文化八年（一八一二）九月に開始された。最初の赴任者となったのは佐野奉行の落合勘解由であった。落合への申渡には、「先年分追々難捨置難郷も有之趣二付、勘解由義直二佐野詰申付候間、厚加勘弁佐野表役人共旧弊茂候ハ、相改候様致指揮、追々村方成立候様可致出精候⁽⁴⁸⁾」とあり、領内村落の経済悪化と代官・目付たち（「佐野表役人共」）の課題への対応を目的として、藩士による陣屋の直接統括が図られたことがわかる。当初は、佐野奉行、添役、勘定方役人二名の計四名による佐野詰が行なわれた。赴任する佐野奉行は、彦根の地方支配の専門職である筋代官、川除奉行、蔵奉行などの経験者から選任された⁽⁴⁹⁾。また配下の勘定方役人二名は、彦根勘定方の佐野・世田谷領担当者のなかから交替で選出された⁽⁵⁰⁾。勘定方役人の佐野詰は、文政元年（一八一八）に二名から一名へと体制が縮小された後、同三年の藩の財政緊縮令を経て同七年に派遣自体が中止され、開始から約一〇年で終了する⁽⁵²⁾。その一方、佐野奉行の派遣は存続した。天保九年（一八三八）には赴任者の役職が佐野奉行から代官（「佐野御代官役」）へと変更される⁽⁵³⁾が、それ以降、多少の間断があった可能性はあるものの、派遣はほぼ幕末まで継続されたとみられる。彦根藩士が務める代官は、在地役人による代官たちの上位に置かれ、幕末ではより明確に「佐野支配代官」の名称が使われている⁽⁵⁴⁾。このように文化八年以降の陣屋体制は、国元藩士が在地の最高責任者として常駐することで国元藩庁の直接的指揮下に置かれたのである。

第二の改編は、藩庁内の関東領の支配体制の変更である。以下は、文化一三年一月七日付の藩主によるとみられる達書の写しである⁽⁵⁵⁾。

【史料六】

達書写

右者、①是迄佐野・世田谷御領分、出入・御仕置向・御救・御褒美等、佐野奉行・御元方・御賄申談、其内品々一席共江伺之上指図ヲ以取計被來候得共、小細之事も有之ニ付、以來者各御役前江右之御用懸り被仰付候間、其旨可被相心得、②依之是迄一席共江相伺候品、以來者各御役前江三役今相談可被致候間無覆藏被申談、夫々此御地郷方之仕来りヲ以一席共江被申聞候節者最早被申聞候ニハ不及候間、三役被申談埒合可被致候、右ニ付山縣新右衛門（前任の佐野奉行）も当分御用懸り申渡候間、難相分筋者新右衛門へも相尋埒合可被致候、右之趣可申渡旨被仰出候

子正月七日

「筋奉行」とは国元近江領の地方支配担当で、三筋に分割された領内を二名ずつ計六名で管轄する職掌である。「三役」とは、関東領の管轄に関わる佐野奉行、元方勘定奉行、賄衆を指す。ここでは、関東領の年貢関連以外の民政事項について、これまでは三役が家老衆（「一席共」）に報告して裁可を仰いでいたが、些末なこともあるので今後は筋奉行たちこれを担当させるとして（傍線部①）、筋奉行たちが「夫々此御地郷方之仕来りヲ以」て三役と整合しながらとりさばくよう指示が出されている（傍線部②）。つまり、これによって関東領支配は、部分的にはあるが家老の直轄から外れ、国領の地方支配機構の下に一部統合される形になったといえる。同変更に関しては、関連史料を未見でありこれ以上の詳細は不明である。しかし少なくとも、前述の藩士派遣による在地体制改編に加えて、藩庁内の支配実務体制も、国元領と関東領の一元化などにより効率化や均質化が模索されたことが示唆されよう。

第三の改編は、江戸藩邸における「代官」の設置である。開始時期は明確にならないが、天保一一年（一八四〇）五月には定府藩士二名が「佐野世田谷兼帯代官」に任命されている。⁽⁵⁶⁾これにより佐野領の代官体制は、従来の在地の代官に加えて江戸藩邸常駐の藩士代官が追加され、在地と江戸藩邸の複数名で構成されるものへと改編されたことになる。双方の代官の業務内容や役割の違いなど、同体制の具体的実態は未検討であるが、少なくとも佐野・世田谷領支配における江戸

藩邸の役割が、それまでのような代官・目付の指揮・監督といった間接的関与から変化し、常駐の専管職による実務の分担にまで拡大されたことは明らかである。幕末期の陣屋作成の文書には、前述した彦根からの支配代官、江戸の藩士代官、そして在地役人代官による連署がみられる。⁽⁵⁷⁾つまり、江戸の藩士代官は前述した国元からの支配代官とともに存続し、幕末には、国元と江戸の藩士、および在地の役人で構成される複合的な代官体制によって佐野領支配が行なわれたことがわかる。

以上挙げた三つの改編にみえるように、一九世紀佐野領の藩支配は文化期を画期として大きく転換されていた。藩は、陣屋体制を直接指揮下に編入し、藩庁内の支配機構の合理化や、国元と江戸の両藩庁を実務レベルで組み込んだ新たな代官体制の構築などにより、佐野領支配を藩庁内に取り込んでいったのである。こうした変化のなかで、在地の代官・目付は陣屋体制とともに維持されたが、その機能や位置付けは一八世紀から大きく変容し、相対的に引き下げられる傾向にあったといえよう。

ここで、一九世紀の佐野領の動向についても再び国元藩庁の動向との関わりの中かでみておきたい。国元近江領の地方支配は、元禄期、宝暦期の財政改革のなかで支配機構の改編が行なわれた後、⁽⁵⁸⁾一九世紀初頭に在地の体制が大きく転換される。すなわち、享和元年（一八〇一）、入封以来地方支配を担ってきた町人身分の代官（「町人代官」）たちが排除され、知行取藩士を代官とする体制へと移行するのである。⁽⁵⁹⁾そして八年後の文化六年（一八〇九）一月には、この改編が、課題であった農業生産体制や領内風紀の問題を改善したとする藩庁の見解が示されている。⁽⁶⁰⁾藩士の佐野詰がその二年後に開始されたことをみれば、こうした国元領における政策転換の《成果》が、佐野領支配政策の本格的な見直しの背景にあった可能性は十分に考えられる。佐野領においては、一八世紀後半に在地からの佐野奉行登用などの試みが頓挫した後、一九世紀に国元領に続いて藩支配の直接化へと方針が転換されていったものと推測される。しかし、その政策内容はそれぞれの既存体制がもつ要件に制約されて異なった。国元領では町人代官が藩士代官に置き換えられたのに対して、佐

野領では、代官・目付を含めて陣屋体制の維持・活用は所与の条件とされ、むしろ陣屋体制ごと藩庁組織のなかに取り込んでいくことによって藩支配の強化が図られたのである。佐野領支配のあり方は近世をとおして大きく変遷したが、近世初期以降それぞれの時期における藩の政策方針は、土豪に始まった代官たちをいかにして藩の体系に取り込み、それを活用して藩としての所領支配を実現するかという点に主眼が置かれた点で一貫していたといえる。

第二章 在地役人と藩支配

第一節 代官の家々と役職のありかた

本章では、前章で明らかにした藩の支配体制の変化を、在地体制の中核であった代官・目付の存在をとおして在地側からみていく。特に代官を務めた家々に着目し、そのあり方と藩支配との関係性を考える。なお以降では、代官・目付について役職ではなくその就役者層の家々を対象とする場合、便宜上「在地役人」と総称する。

まず以下では、井伊家による佐野領支配が開始された寛永一〇年（一六三三）以降、一八世紀末頃までの代官職と就役者家の動向から、代官の性格とその変化を検討する。佐野領の代官就役者の去就を網羅する史料はないが、在地と藩領のさまざまな史料から抽出し整理したものが文末の【表3】である。以下本文中では、家名に【表3】の最上段にある①②③などの数字を付すので適宜参照されたい。

最初の寛永一〇年に代官に任命されたのは、有力土豪層とされる五家、すなわち、①山口九兵衛家、②徳力長左衛門家、③松村弥右衛門家（のち太郎右衛門家）、④松村与左衛門家、⑤小櫃次左衛門家、である。家々の具体的な実態は不詳であるが、やや時代の下った元禄八年（一六九五）の寄進帳⁶¹には代官・目付が依然として相当数の下人を抱える家々によって務められていることが示されるため、当初から一貫して地域の最有力層が登用されていたことは明らかである。

しかし、初代代官たちはその後次のような経過を辿っている。⁽⁶²⁾④松村与左衛門家は、一七世紀後半には代官を辞任し、遅くとも享保期には天明宿の本陣職にあったとされる、⁽⁶²⁾②徳力長左衛門家は、天和元年（一六八一）九月に「栃本村御林盗出入一件」の責めを負って代官を罷免され、家名断絶の処分をうける。⁽⁶³⁾⑤小櫃次左衛門家は、経緯は不詳であるが元禄期には代官ではなく小屋町の年寄役に就いている。⁽⁶⁴⁾①山口九兵衛家と③松村弥右衛門家は、享保一七年（一七三二）「御用金之内勘定不相立」として代官を罷免され、家財闕所・追放の処分となっている。⁽⁶⁵⁾このように初期代官たちは、藩による罷免やその他の理由により享保期までには一度姿を消すのである。

では、その後の代官はどのような家々が務めたのだろうか。文化年間以降に作成された、在地役人の家々の履歴記録（役人由緒書）⁽⁶⁶⁾によって、一八世紀前半に就任した三名の代官についてその概略を知ることができる。

最初の一家は、宝永五年（一七〇八）に就任した⁽⁶⁷⁾⑧久田見武兵衛家である。同家の来歴などは記されておらず詳細は不明であるが、同家の役人由緒書には「御代官筋目之者二者無之候へ共」代官に取り立てられたとあり、何らか例外的な登用であったことが窺える。初期の代官がいずれも土豪層の家筋であったことをみれば、「代官筋目」とはそれらの家々が持っていた、前時代からの武士の出自などを指したものと推測され、一八世紀初頭においてもそれが代官の要件として認識されていたことが窺える。

そして享保一七年（一七三二）に代官に就任した二家は、⁽⁶⁸⁾②徳力長左衛門家、⁽⁶⁸⁾⑨松村彦兵衛家である。②徳力家は、前述のとおり天和元年に罷免された初代代官のうちの一家であったが、貞享三年（一六八六）赦免されて陣屋に復帰し、「山中」に改姓して目付役に就いていた。そこへ①山口九兵衛家、③松村弥右衛門家の代官罷免が起きたため、後任として昇格し代官に復帰したのである。また、⁽⁶⁹⁾⑨松村彦兵衛家については、享保一六年九月、当時小屋町の町年寄であったところを目付役に取り立てられ、翌一七年九月六日に代官に役替えを仰せ付けられたとある。⁽⁶⁹⁾罷免された初代代官の③松村弥右衛門家と同姓であることから、同家と何らか関係する家であった可能性が想定される。

以上からわかるように、享保期頃までの代官は、改易された元代官家、または町年寄など、いわば初期代官と近い系統の家から起用されている。⑧久田見家が例外であったにしても、基本的には由緒や来歴など、家の歴史的属性に依拠した登用が行なわれたのである。

このような代官登用がいつまで継続されたかは明確ではない。なぜなら、この後一八世紀末までは右の三家が代官として恙なく存続し、新規の登用がしばらく行なわれないためである。前章で述べたように一八世紀は、陣屋体制確立とともに藩側の支配は省力化されたとみられ、領内の課題が顕在化したなかでも藩による在地体制への大きな介入は確認できない。代官の罷免も起きた様子はない。つまり一八世紀の佐野領では、そうした藩の在地依存ともいえる姿勢を反映して、在地役人体制が安定する結果になったとも考えられるのである。

その後、新たな代官家として就任するのは、⑪大川甚兵衛家である。⁽⁷⁰⁾ 同家は、中世来の武士の系譜を引く土豪の家とされ、慶安三年（一六五〇）に足軽小頭として井伊家に召抱えられた。享保一七年九月に目付に役替えとなり、一八世紀末まで三代にわたって目付を勤めた後、寛政一二年（一八〇〇）に代官に就任する。享保一七年の目付昇格は、前述したように同年に①山口九兵衛家と③松村弥右衛門家の二家の代官が罷免された際、目付にも罷免者が出て空席が生じたことにより実現したものであろう。また寛政一二年の代官昇格についても、佐野奉行に就任した⑨松村氏（第一章参照）の後任として実現したものと推測される。つまり大川家は、空席が生じたという偶然的契機によってではあるが、代々にわたる長期間の勤仕を通じて陣屋内で昇進を重ね、足軽小頭から、一九世紀直前には在地最上位の代官にまで昇りつめたことになる。

大川家の事例からわかるのは、一八世紀の少なくとも享保期頃までは、領内の「筋目」の家の登用ないし再登用によって任命されていた代官が、遅くとも一八世紀末には陣屋の内部昇格によっても任命されるようになっていたことである。⁽⁷¹⁾ その背景には、初期代官などと関わりのある家が時代につれて徐々に減少したであろうことに加えて、役職としての代官

の性格が、近世前期と一八世紀末では一様ではなく変容していた可能性が考えられる。代官は、当初の土豪的代官から陣屋組織の最上級職へと位置づけ直されたことで、もはや前時代の由緒などを根柢にして陣屋外部から取り立てられるものではなく、陣屋組織のなかで補充される役職へと変化していったのである。

第二節 一九世紀の変化

一九世紀に入ると、前章でみたとおり藩支配は一転して強化され、在地支配体制も大きく変化していったが、そのなかで代官・目付の役職や在地役人の家々にはどのような変化が生じたのだろうか。

まずその前に、藩の支配強化策が開始される直前の陣屋の状況をみておきたい。前掲【表2】Bの文化二年時の扶持人一覧をよくみると、一九世紀初頭の代官・目付体制に起きている、近世前期からのある変化を窺うことができる。代官の大川壬兵衛と目付の兵次郎、代官の栗原旧左衛門と目付見習の庄七、これらはそれぞれ親子である。目付は、本来代官を含む在地扶持人の監察役であり、また代官と共に意思決定を行なう主導層の一部（第一章参照）であるが、一九世紀初頭にはその機能が形骸化し、親役相続を待つ代官俸のための役職になっているのである。⁽⁷²⁾元来意図されたと思われる代官・目付の集团的・合議制的な体制はこの時点では変質していて、在地支配の主導的役割がより少数の家に独占される実態があつたといえる。

文化八年（一八一二）、このような矛盾を抱えた在地役人体制は、藩士派遣によって国元藩庁の直接指揮下に置かれることとなった。藩は、代官・目付体制自体の改編は行なわなかったが、前述の矛盾は、藩政策と直接は関係しない形で起こった次のような事件によって解消されることとなる。

文化一一年四月二七日、複数の代官・目付が藩から一斉に罷免される。⁽⁷³⁾その理由は、文化九年に陣屋の牢に留置されていた無宿人を不正に処刑したというものであり、当時の代官・目付、下役人、足軽、奉公人など一六名が関わったとして

藩の処罰をうけた。特に事件当時の代官であった⑨松村家・⑩大川家・⑪栗原家、および目付の⑧田沼（久田見から改姓）家の四家には、首謀者として厳しい処分が下される。本役当人は、苗字帯刀・合力米取り上げのうえ佐野において永牢、また見習の俸については、合力米取り上げのうえ他家奉公禁止、領外追放の処分となる。家々は、女子家族は処罰を免除されたが、家財は闕所（のち親類へ下げ渡し）、幼年の男子家族は一五歳を待って領外追放、が言い渡された。

この結果、代官・目付の体制は刷新されることとなる。翌文化一二年、新たな代官となったのは、船方役の⑫須藤久三郎（船方兼帯）、足軽小頭の⑬関口半次郎、船上乗役の⑭若田部平兵衛である。さらに同一四年には、背景は不明であるが、⑭若田部が目付に役替えとなり、代わって足軽（物書役）の⑮岡田兼次が代官に起用されている。そして類似の罷免事件は天保三年（一八三二）にも発生し、結果としてこの時期には罷免にともなう陣屋内の昇格人事が多数行なわれた。

これらの事件はいずれも藩の政策とは無関係に起きたものと考えられるが、一方で、同様の時期に連続して起きた背景には、藩士の佐野詰などによる藩の在地掌握の強化があったことは明らかであろう。一九世紀前半の藩の政策転換は、結果的には代官・目付を頂点とする陣屋組織の構造も大きく動揺させたといえる。しかし、こうした動揺によって代官・目付の役職、および在地役人たちのあり方が根本的に変化したわけではない。文化一一年に罷免・家名断絶となった在地役人の四家のうち、三家は後年に復帰を果たすのである。比較的史料が多く残る大川氏の場合、次のような経緯を辿ったことがわかる。

代官を罷免された⑩大川兵次郎は、江戸藩邸での吟味・拘留ののち佐野に戻され、陣屋敷地内に改修・増築された牢に収監された。実際にどのくらいの期間牢に入ったかは不明であるが、遅くとも文政一三年（一八三〇）には永牢を免じられて親類預けとなっている。そして、事件当時兵次郎の唯一の男子で二歳だった大川熊五郎は、領外追放処分が執行されたかは明らかでないが、その後佐野を離れ、天保四年（一八三三）には小山晋平二歳として幕領代官山口鉄五郎の江戸

役所で手代を務めていたことがわかる。⁽⁷⁸⁾熊五郎は、嘉永五年（一八五二）八月に大川次郎として佐野領の陣屋に「役人見習」として召抱えられたのち、⁽⁷⁹⁾明確な時期は不明であるが幕末維新期に代官に就任している。⁽⁸⁰⁾

このように大川家は代替わりと年月を経て代官に復帰を果たした。ほかの家も同様に、⁽⁸¹⁾⑧田沼家は嘉永五年にはすでに代官であり、⁽⁸²⁾⑨松村家は万延元年（一八六〇）には目付であるなど、⁽⁸³⁾罷免された四家のうち、⁽⁸⁴⁾⑩栗原家を除く三家が、後年代官・目付として復帰し、士分として維新时期を迎えている。同様の事例が少なくとも享保期（第一節、【表3】）⁽⁸⁵⁾②徳力家）にもみられることからすれば、こうした罷免役人家の再任用がとくに例外的な対応ではなく、佐野領ではなかば慣例化された人事運用だった可能性が考えられる。⁽⁸⁶⁾復帰した三家はいずれも、近世初・前期から井伊家に勤仕した、いわば在地役人のなかの旧家である。代官・目付体制は、文化期から天保期にかけて代官罷免によって就役者の流動化が起き、一気に「官僚制」化が進行する様相をみせるが、幕末期にはこうした旧家の再任用が多く行なわれ、旧家を中核とする従来の体制が回復されていったといえる。

一七世紀と一九世紀の体制改編をとおして、代官・目付の役職は徐々にその位置付けの引き下げや権能の制約が図られていったといえるが、在地役人旧家たちを在地支配の中核に据えて維持・活用する基本方針は幕末まで貫徹されたのである。

第三節 在地役人と地域社会

最後に、こうした在地役人旧家のあり方を規定した要素として、家々と地域社会との関係性について、ごく断片的にはあるが触れておきたい。

在地役人の家々の経済的・社会的な実態は、史料制約により未検討であり、具体的分析は今後の課題である。そこでここでは、前述した文化一一年の在地役人罷免一件から、家々と在地社会との繋がりの一端を窺い、見通しを述べることにする。

文化一一年に代官・目付の四家が処分された際、陣屋は江戸藩邸からの指示を受け、⁽⁸⁴⁾即座に四家それぞれの親類を呼出してゐる。親類たちは、陣屋の指示に従って各家からの大小(刀)や職務に関わる文書類の没収作業に協力させられるとともに、闕所となった家屋敷や家族たちの世話(親類の者を家長にして町の人別帳に入れるなど)や、また男子家族の領内立ち退きの見届けをする引受人になるなど、四家の処分において様々な用を務めている。その際の四家の親類代表は、以下の人々であつた。

大川兵次郎親類

— 天明町年寄

大川善藏、斎藤忠左衛門

松村彦次郎親類

— 小屋町元年寄

松村安介

栗原元三郎・庄七親類

— 御足軽之内

武刀佐右衛門

田沼萬次親類

— 犬伏町年寄

福島太左衛門

四家のうち栗原家以外の三家の親類代表に立っているのは、四町の年寄の家々である。すでにみてきたように、三家はいずれも一七、一八世紀からの在地役人旧家であり、また後年に復職を果たす家々である。そうした家々が四町年寄の家と個別の親類関係で繋がっていることがわかる。⁽⁸⁵⁾

では、在地役人と近い関係性をもつ四町の年寄とは、どのような存在だったのか。

四町の年寄は「町年寄」とも称される。領内在方村では、年寄は、少なくとも近世後期には名主の補佐役として存在する。これに対して四町の年寄は、藩の文書で全員が苗字を記され、各町の名主より上位に位置付けられている。⁽⁸⁶⁾町年寄は、領内の他の役人層とは一線を画する、領内の最上位職として存在したといえる。

その町年寄の歴史的経緯と位置付けについては、天明元年(一七八一)に町年寄一六名に対して年始の藩主拝謁(年始御目見)の特権が与えられた際の藩文書の写しに、次のように示されている。⁽⁸⁷⁾

【史料七】

(前略。天明町六名、小屋町三名、堀米町四名、犬伏町三名の町年寄の氏名。) 右之者共、

御古代今町年寄相続被 仰付置無滞相勤候者共二有之、依之年始御目見被 仰付被下置候様相願候由願書并佐野役衆
ノ願書被差出、則相伺候処、願之通未正月ノ 御目見可被 仰付候間、被存其旨可被申渡候、以上

天明元丑年 十二月廿三日 脇伊織(家老)

佐野役衆

御元方勘定奉行衆

御賄衆

史料七からは、傍線部のとおり町年寄が近世初期(「御古代」)に藩主から任命され、それ以降世襲されてきた役職であること、また永代の苗字や藩主目見などの身分的特権を付与された家々であることがわかる。

また町年寄は、こうした領内における権威に加えて、周辺地域一帯に対しても次の二つの権能を持った。一つは、天明宿・犬伏宿の間屋役人である。二宿の最高責任者である間屋役人は、四町の町年寄たちが一年交替の兼帯で務めた⁽⁸⁸⁾。周辺の領内外の村落は二宿の助郷として継立人馬やその費用の供出義務を負い、間屋役人がその徴収権をもった。もう一つの権能は、文政一〇年(一八二七)に幕府広域支配の枠組みとして結成された改革組合村(寄場組合)⁽⁸⁹⁾の惣代(寄場役人)である。惣代は天明町・小屋町の町年寄によって兼帯され、関東取締出役と領内村落を媒介して、指示・情報の伝達、人足動員や費用徴収の差配の機能を担った。すなわち町年寄たちは、宿駅や組合村寄場という四町のもつ機能的特性にもとづいて、領内はもとより、領外村落に対しても労働力や費用の徴発をとおして差配権を持つ存在であった。

このような町年寄たちは、前述したように陣屋の在地役人旧家と同様、近世初期には四町の有力家が任命されたものである。実際、近世前期には、第一節でみたように、代官の家が宿場の本陣職(町年寄兼帯)に転向する事例(第一節参

照、【表3】④や、町年寄に転向する事例（同⑤）、また、失脚した代官の後任に同姓の町年寄家が就任する事例（同⑨）がある。こうした事例をみても、元來代官たちと町年寄の家々は、土豪などの出自を持つ、四町社会においてほぼ同一階層に属する家々であり、個別的にも同族関係を含む極めて近い関係にあったことが窺える。前述の文化一一年（一八一四）時の在地役人の親戚の顔ぶれでみたとおり、両者は、役職と身分が分かれた後も狭い四町のなかで地縁的・血縁的な繋がりを保ち、その関係性を一九世紀においても維持していた。近世をとおして陣屋と在地社会は、その最上部で主層の家々の個別的な関係性によって密接に繋がっていたといえる。

こうした両者の繋がりの具体的な実態や意味については、詳細な検討が不可欠である。しかし、陣屋元である四町の町年寄・町役人たちが領内村落の惣代や統括役を担い、陣屋による領内村落支配に相応にかかわったことや、また、前述したように町年寄が藩領域を越えた地域社会一帯にも影響力をもったことは明らかである。このような地域社会主導層と陣屋の代官たちとの密接な関係性は、藩による在地掌握において有効な要素であったことは疑いがない。また、町年寄の藩領域外における影響力・権能が拡大する近世後期においては、その関係性がより一層重要性をもったことも想定される。これらを踏まえると、在地役人旧家たちもっていた町年寄の家々との密接な繋がりは、容易には他に代替されがたい固有の《在地性》として藩側にも認識され、在地役人旧家たちの在地上級家臣としての位置付けを支えた要素の一つだったと考えられるのである。

おわりに

佐野領は近世初期、所領関係が頻回に変化し錯綜した地域のなかで、旧支配勢力の城下であった四町の地域特性が活用され、多くの土豪層を起用した藩支配が開始された。しかし一七世紀半ば以降、藩政策と連動して組織化した在地支配体

制への転換が図られていく。土豪層たちは、在地における旧来の権能や人的関係を解体され、陣屋体制のなかにその他の扶持人たちとともに「役職」として再編された。また、陣屋体制は、合議制、役職による機能分化、職務規定の明確化、昇進制など、一定程度の「官僚制」的要素を備えた地方支配機構として整備されていった。こうして確立された在地体制は、その後の藩庁側の省力化とも相俟つて一八世紀をとおして維持されたが、一八世紀後半には領内の諸課題とともにその限界が認識され、一九世紀文化期より抜本的な統治強化が行なわれる。藩は、代官・目付と陣屋体制を維持しつつもそれを藩の直接指揮下に編入し、国元領との支配機構の統合や、国元藩庁と江戸藩邸を組み込んだ代官体制の構築などにより、藩庁内に新たな佐野領支配体制を再編していった。

このように彦根藩の佐野領支配では、代官たちが在地役人の在地性と、「官僚制」的組織の併用が基軸に置かれ、それによる遠隔地所領の効率的、合理的な在地支配の実現が目指されたといえる。藩は近世前期より、旧土豪層がもつ強い在地性を一方では活用し、他方では滅殺を図りながら「官僚制」的組織に取り込むことで、在地体制を構築した。

一方で、在地性に依存した陣屋体制は、飛地領の閉鎖性にも制約され、近世後期には本来の「官僚制」的な組織のあり方との矛盾を抱えるが、一九世紀の体制改編においても藩はその課題の解消を選択せず、あくまで在地役人の温存・活用を前提とする組織再編が図られた。在地性と「官僚制」的組織は、近世をとおして藩の在地支配の根幹に据えられ、佐野領においては常にその相剋のなかで本藩とは異なる固有の対応が模索されたのである。

最後に、冒頭に掲げた課題に対応して、佐野領支配の在地体制を規定した要素について述べておきたい。佐野領では、代官などの在地役人が中間的身分としてではなく家中として取り込まれ、それらを主体とした在地体制が存続した。それは一般的な諸藩の飛地領支配とも、また各地にみられる身分的中間層による代官支配とも異質なものと見える。こうした体制が成立した直接の契機は、一七世紀前半、旧族大名の跡地という地域特性から多数の在地土豪層の家中召抱えが行なわれ、支配の基礎が築かれたことにある。同様の事例は近世初期には各地でみられたが、たとえば関東の幕領では一七世

紀半ば以降、農政改革のなかで土豪的代官は排除され、中央からの役人派遣や遠隔支配に徐々に置き換えられていった。⁽⁹⁰⁾ 対して佐野領では、やはり一七世紀後半に体制が見直されたものの方向性はそれと異なり、在地土豪層を藩体制内に一層取り込み、多数の扶持人とともに組織化することで地方支配の強化が図られた。その背景には宿町場の土豪層を中核とする在地社会の歴史的なあり方や、遠隔地所領の支配の効率性の問題があったと考えられ、そのなかで在地有力層の活用が有効と藩に判断されたものと推測される。

そして同体制が社会変化の大きい近世後期も存続し続けた要因としては、第一に、代官以下の在地扶持人による陣屋体制が、時代が下るほど組織として整備され、地方行政に不可欠な実務遂行機関として機能したこと、第二に、譜代筆頭の彦根藩に一度も国替えが行なわれず、佐野領が近世をとおして間断なく存続したこと、第三に、本稿第三章で見通しとして述べたように、在地社会に深く包摂され、その中枢と密接に結びついていた代官たち在地役人のあり方があり方と考えられるのである。

本稿では、彦根藩の佐野領支配について、支配体制と在地役人のあり方に注目しながら、その実態と性格の変遷を明らかにし、その特質を検討した。積み残した課題は多い。

第一に、在地役人たちがもつ在地性の実態の解明がある。本稿では、在地役人と地域社会主導層との関係性に言及したに留まったが、佐野領支配の基軸に置かれた代官たちの在地性が、具体的にどのようなもので、いかに藩支配を規定したのかを明らかにする必要がある。

第二に、彦根藩のもう一つの関東領である世田谷領との比較検討がある。支配体制と地域特性が異なる世田谷領との比較によって、佐野領支配において陣屋体制や宿場町のあり方が果たした役割が明確化するものと考ええる。

第三に、本稿でみたように陣屋は一九世紀に藩庁組織のなかに組み込まれていくが、それによって陣屋がどのような機能を果たしていくのかについて、幕末の藩政動向と併せてみていく必要がある。

以上の三点を、今後の課題として挙げておきたい。

【表2】佐野領陣屋 組織構成

A 元禄8年(1695)

役名	氏名
1 代官	松村太郎右衛門
2	吉沢太左衛門
3	松村小左衛門
4 目付	山中長左衛門
5	黒田八郎兵衛
6	山口辰之丞
7 船役	須藤三右衛門
8 足輕	関口平左衛門
9 小頭	大川甚兵衛
10 薪役	君嶋六左衛門
11 船上乗	青柳五郎右衛門
12	辻金右衛門
13	針谷太兵衛
14 足輕	小池吉兵衛
15	青木六兵衛
16	岡田吉右衛門
17	岡田政右衛門
18	家持半兵衛
19	亀山十右衛門
20	小嶋仁兵衛
21	黒川左五右衛門
22	恩田介兵衛
23	辻又兵衛
24	金居忠兵衛
25	野村三郎兵衛
26	布川藤右衛門
27	針谷善六
28	針谷善左衛門
29	原藤増右衛門

B 文化2年(1805)

役名	氏名	合力米	切米	役料	扶持	切附金
1 代官	松村半十郎 *1	100俵				
2	田沼萬次	70俵				
3	大川王兵衛	同		10俵		
4	栗原旧左衛門	同			4人	
5 目付	黒田百船兵衛	40俵			4人	
6	大川兵次郎	20俵			3人	
7	(同年11月本役就任) (見習) 旧左衛門伴子				出扶持2人扶持	
8 船方	須藤久三郎	50俵			4人	
9	須藤一助次				3人	6兩
10 足輕小頭	山田儀兵衛	40俵		1兩	同	同
11	関口新三郎				3人	4兩2分
12 物書役	山田庚吉				2人	同
13 薪役	須藤政次	17俵			2人	4兩2分
14 船上乗	若田部平兵衛			1兩	同	同
15	亀山弥介			同	同	同
16	須永次右衛門			同	2人	4兩2分
17 足輕	兵藤萬平				同	同
18	茂木弥藤次				同	同
19	青柳十郎右衛門				同	4兩
20	岡田兼次				同	3兩3分
21	物書手伝				同	同
22	下目付役				同	同
23	亀山藤右衛門				同	同
24	早川民七				同	同
25	徳嶋栄次				同	同
26	岡田柴藏				同	同
27	陣屋守				同	同
28	天明川除役				同	3兩2分
29	堀米川除役				同	同
30	吉水・犬伏川除役				同	同
31	栃本川除役				同	同
32	同				同	同
	針谷善六				同	同
	荒居常介				同	同

⑧ 久田見/田沼 武兵衛	⑨ 松村 彦兵衛	⑩ 栗原 旧左衛門	⑪ 大川 甚兵衛	⑫ 須藤 彦右衛門	⑬ 関口/村山 平左衛門	⑭ 若田部 平兵衛	⑮ 岡田 兼次
				(寛永期～ 船方)			
				(慶安3～ 足輕小頭)	●三右衛門		
			●(小頭)	●(船方)	●(小頭)		
◎	(町年寄) ○→目付			●彦右衛門			
●	◎		○→目付				
●	●		目	船	足		
●	●		付	方	輕		
●	●				小		
●	●				頭		足
●	●半十郎					上	輕
●	●(→佐野奉行)		◎			乗	
●田沼萬次 ○→目付 ×(目付)	◎ ● ×彦次郎	● ● ×	● ●兵次郎 ×	●久三郎(船方) ◎	●新三郎(小頭) ◎半次郎	●(上乘) ◎	●(物書見習) ●(目付)
				●	●	●	●
				●	●	●	●
				×→船方	×	●喜三郎 (目付)	●
					●孫四郎	目	×
●敬三郎	○彦兵衛→目付役助		○次郎→役人見習	船	●新介	●喜平太	
●				方	●		
●					●		
●	●(目付)		●(代官見習)	●彦右衛門	●	●芳三郎	
●			●	●			

- 出典：
 ・大川秀子家文書142、152、神山和子家文書45（佐野市郷土博物館所蔵）
 ・飯塚新平家文書26、若田部博哉家文書13、若田部武寿家文書16、26、根岸千栄子家文書3
 ・大川家文書2、18、34、38（宇都宮大学所蔵）
 ・『田沼町史』第4巻 資料編3近世
 ・彦根藩井伊家文書7382、8193、31304、31306、31312（彦根城博物館所蔵）
 ・『佐野市史』通史編上巻、資料編2近世、資料編3近代
 ・『世田谷区史料叢書』第5巻
 ・『世田谷代官勤事録』（吉川弘文館、1961年）

【表3】佐野領在地代官 就役者一覧

世紀	年代	年月	西暦	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
				山口 九兵衛	徳力/山中 長左衛門	松村 弥右衛門	松村 与左衛門	小櫃 次左衛門	松村 小左衛門	吉沢 太左衛門	
17	30	寛永10	1633	◎	◎	◎	◎	◎			
	40	正保2.9	1645	●	●	●太郎右衛門	●	●			
	50	慶安1.11	1648	●	●重兵衛	●	●	●			
	60										
	70										
	80	天和1	1681		×						
		天和3	1683	●		●					
		貞享3	1686		○→目付						
	90	元禄8.6	1695		●山中長左衛門	●太郎右衛門			●	●	
18	10	宝永5	1708								
	20	享保4.11	1719		●徳力重兵衛						
		享保9.9	1724								
	30	享保16.9	1731	●右平太		●弥九郎					
		享保17春	1732	×九兵衛		×太郎右衛門					
		享保17.9	1732		◎						
		元文1	1736		●						
	40	寛保2	1742		●						
		延享2	1745		●						
	50	宝暦2~4			●						
	60	宝暦8	1758								
	70										
	80	天明4	1784		●長左衛門						
90											
19		寛政12	1800								
		享和2.5	1802		×						
		文化2	1805								
	10	文化4	1807		(文化8赦免)						
		文化11	1814								
	20	文化12	1815								
		文化14	1817								
	30	文政11.8	1828								
	19		天保3	1832							
		40	天保10	1839							
		50									
			嘉永5.10	1852							
			嘉永6.12	1853							
		安政2.5	1855								
		安政3.2	1856								
60	万延1.4	1860									
	文久1.10	1861									
70	明治3.7	1870									

注：
 ・●● = 代官就役中であることが確認できるもの、◎ = 代官就任が確認できるもの
 × = 免職、および処罰による降格、○●● = その他の役職の就任、在職
 ・各家の家名には、就任初代の名、もしくは主に用いられた通り名を使用した。

注

- (1) 朝尾直弘「十八世紀の社会変動と身分的中間層」(辻達也・朝尾直弘編『近代への胎動』日本の近世第一〇巻、中央公論社、一九九三年)。
- (2) 塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』(部落問題研究所出版部、一九九四年)、久留島浩編『近世の身分的周縁5 支配をささえる人々』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、森下徹編『身分的周縁と近世社会7 武士の周縁に生きる』(吉川弘文館、二〇〇七年)など。
- (3) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、二〇〇二年)。
- (4) 志村洋「幕末期松本藩組合所と大庄屋・惣代庄屋」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力 権威とヘゲモニー』山川出版社、一九九六年)、同「藩領国下の地域社会」(渡辺尚志編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』新人物往来社、一九九六年)、同「幕末の軍夫・農鏡徴発と大庄屋―松本藩を事例に」(志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』(史学会シンポジウム叢書)山川出版社、二〇一一年)など。
- (5) 熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』(清文堂出版、二〇一三年)、稲葉継陽・今村直樹編『日本近世の領国地域社会―熊本藩政の成立・改革・展開―』(吉川弘文館、二〇一五年)、齊藤絃子『畿内譜代藩の陣屋と藩領社会』(清文堂、二〇一八年)など。
- (6) 小松賢司「関東諸藩研究」(『関東近世史研究』第九一号、二〇二二年)。
- (7) 飛地領を対象とした研究は各地にみられるが、いずれも陣屋や役所が在地に設置され、国元や江戸から派遣された多数の勤番藩士によって在地支配が担われている。たとえば、青木美智男「佐倉藩羽州領の成立とその構造」(木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新―下総佐倉藩―』文雅堂銀行研究社、一九六三年)、新沢佳大「近世支領統治の一考察―生田万の乱の社会構造」(『日本近世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年)、中村光夫「尼崎藩の西播磨飛び地領支配」(『地域史研究』第一七卷一号、尼崎市立地域研究史料館、一九八七年)、石川道子「武蔵国忍藩の飛地領陣屋―新田中野陣屋の設置と陣屋役人―」(『地域研究いたみ』二七号、一九九八年、のち同『近世西摂津の都市と農村』神戸新聞総合出版センター、二〇一六年所収)、大賀郁夫「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会―宮崎郡村々の組織と支配―」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第一六巻第一号、二〇〇九年)、藤方博之「戊辰戦争における佐倉藩出羽柏倉陣屋の動向」(『論集 きんせい』三九号、二〇一七年)などがある。
- (8) 村上直「近世における彦根藩佐野領の成立と支配」(『法政大学文学部紀要』第二十三号、一九七七年)、『佐野市史』通史編上巻(佐野市、一九七八年)。
- (9) 本稿で使用する在地史料は、大川氏をはじめとする在

地役人諸家、および領内村名主諸家の家文書であり、おもに佐野市郷土博物館所蔵の原史料、もしくは同館保有の複写版を閲覧した。これらの史料については、『佐野市史資料所在目録（佐野市史資料集、第9集）』（佐野市、一九七三年）発刊以降に文書名と番号が改訂されているため、本稿では引用に際して改訂後の（現在史料や封筒に付されている）文書名、史料番号を使用する。

また、大川氏の家文書については、現在所蔵機関が分離しているために佐野市郷土博物館所蔵「大川秀子家文書」と宇都宮大学所蔵「大川家文書」（宇都宮大学学術情報リポジトリ参照）の二つがあるが、本来は同一家の文書である。本稿ではそれぞれ大川秀子家文書、大川家文書（宇）と略記し、各所蔵機関の史料番号を記す。

(10) 本稿で使用する藩政史料はおもに、彦根城博物館所蔵「彦根藩井伊家文書」に含まれる、近世後期に勘定方役人を務めた横野氏が残した文書群である。横野氏は佐野・世田谷領を担当し、文化期には佐野に赴任し勤番も務めた。時期は限定されるが、関東領に関わる藩政史料が限られるなかで、佐野領の在地や藩庁の動向を知ることのできる貴重な史料群である。なお、以下、「彦根藩井伊家文書」の史料引用に際しては、井伊家文書と略記し、調査番号を記す。

(11) 『新修彦根市史』第二巻 通史編近世（彦根市、二〇〇八年）九六〜一〇一頁、『佐野市史』通史編上巻、六八

二〜六九一頁。

(12) 世田谷領については、森安彦『幕藩制国家の基礎構造』吉川弘文館、一九八一年）や同氏による『世田谷区史料叢書』第一〜十巻（世田谷区教育委員会、一九八五年〜一九五年）の解題、また、角和裕子「彦根藩世田谷領と江戸藩邸」（吉田伸之編『シリーズ三都 江戸巻』東京大学出版会、二〇一九年）などの詳細な分析がある。

(13) 『栃木県の地名』（日本歴史地名大系9、平凡社、一九八八年）六八〇頁。

(14) 『佐野市史』通史編上巻、二九一、五〇一〜五二六、五五四〜五九一頁。

(15) 四町を構成する四つの村落は、地子免許がなく行政区分上は「村」であるが、在地では古くから「町」と呼称される。藩庁や陣屋の文書でも、領内全体を指す際は「十五ヶ村」「村々」とされるが個別には「町」が使用される。本稿の表記もそれに準じるものとする。

(16) 『佐野市史』通史編上巻、八二四〜八二六頁。

(17) 同右、一〇二〜一〇三頁。

(18) こうした佐野領の村落構成は、江戸藩邸への物資輸送拠点（「江戸屋敷賄料」としての機能を備えたものといえる。井伊家入封にあたっては、村落の選択権が井伊家に与えられ、上野国出身の家臣、岡本半介による現地での検討を経て村々が確定された」とされる（『佐野市史』通史編上巻、六九二〜六九四頁）。

(19) 「陣屋元」については、吉田伸之氏が城下町の類型化のなかで提示した「陣屋元村」の概念に学んでいる（吉田伸之「北生実」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』二巻、東京大学出版会、一九九〇年、同「城下町の構造と展開」佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史6 都市社会史』山川出版社、二〇〇一年、のち「城下町の類型と構造」と改題して吉田『伝統都市・江戸』東京大学出版会、二〇一二年所収）。吉田氏は、譜代小藩や交代寄合クラスの旗本、幕府や諸藩の代官所などに一般的にみられる「陣屋元村」を、村でありながらも小城下町と近似的な都市性をもつ、「城下町の幼生」¹¹プロト城下町と位置付け、その都市性にかかわる特徴として、①支配・行政・司法の中核たる陣屋の所在、②「街区」の存在、③寺院の集中、を挙げている。また一方で「陣屋元村」が、①水陸交通条件の非内化、②町屋景観の不在、という点において小城下町と相違することも指摘する。佐野領の場合、陣屋は一体的な宿町場である四町の中心に置かれたため、堀米町（村）単体ではなく四町全体、あるいは河岸付きの越名村も含む一帯が「陣屋元」を形成していたとみなすことができる。また、宿町場に展開した「陣屋元」四町は、水陸交通体系も内在させた点で、一般的「陣屋元村」の類型とも異なるあり方をもったといえる。

(20) 『佐野市史』通史編上巻、六一一～六一七頁。

(21) 「直孝公佐野御条目」、および「覚」（いずれも慶安元

年）（渡辺一郎校訂『世田谷代官勤事録』吉川弘文館、一九六一年、二七三～二八一頁）。

(22) 「館野村年代記」（以下「年代記」と略す）として『田沼町史』第四巻資料編三（田沼町、一九八三年、二八三～三〇九頁）に収載された文書で、原表題は「下野国佐野館野村佐野様御代より御地頭様御代々地方御支配御役人中目録」。栃本村館野に居住した佐野氏旧臣である岩崎弥右衛門の作成（推定）とされ、慶長五年（一六〇〇）から元文元年（一七三六）までの記録が年別に記されている。個人の記録である点で史料としての扱いには留意が必要であるが、井伊家入封から元文元年までの在地における彦根藩士や在地役人の動向に関する記述については、事象の時期や人名がほぼ正確であることが確認できることから一定の信頼性があると考えられる。引用箇所は二九四頁。

(23) 「堀米町諸書上」（『佐野市史』資料編二近世、佐野市、一九七五年、三〇二頁）。ただし、前掲史料注(22)「年代記」には寛永一五年「堀米御陣屋御普請被仰付」、また寛文二年「掃部頭様御領内十五ヶ村之内、鉄炮諸事（所持）仕り（候）者、御陣屋へ被召上」などの記述があるため、寛永期からすでに堀米町に何らかの形で「陣屋」が存在した可能性が想定される。

(24) 大川家文書（字）三「悉記」。

(25) 同右。

(26) 「堀米町諸書上」（『佐野市史』資料編二近世、二九六

（三〇五頁）。

(27) 本稿では、年季奉公や出扶持（日給制）ではなく恒久的に抱えられ、つねに藩の書上に氏名が記載される足軽までを陣屋の恒常的な構成員とみなし、検討対象とする。そのため、【表2】A、Bの典拠史料にはそれぞれ、Aには奉公人、Bには奉公人や名前を記されない船頭・水主、財政に関与した富農などの「金見役」、献金によって扶持と苗字帯刀などの特権を付与された「金見格」、その他町役人、などが記載されているが本稿では割愛する。

(28) 元禄八年「大洞弁財天祠堂金寄進帳」全六八冊（彦根城博物館所蔵）は、四代当主井伊直興の代に彦根佐和山山麓に弁財天建立が企図され、領内全員から一人一銭文ずつの寄進が徴収された際に作成された寄進帳であり、実質的な領内全居住者の書上となっている。佐野領一五カ村の居住者は三冊にわたって記載され、「御扶持人」の家々は井伊家文書七三八二「佐野拾五ヶ村内五ヶ村 三冊内一」の冒頭部分に列記されている。

(29) 大川家文書（宇）一八（「雜記」）。

(30) 【表2】Bの文化二年の書上には、後述するように、佐野奉行に登用された松村半十郎が同年代官に帰任したため例外的に四名の代官が存在するが、翌三年一月に田沼萬次が目付に役替えとなり（若田部武寿家文書二五「田沼・大川由緒書」）、代官は三名体制に戻る。

(31) 大川秀子家文書一五二「諸事控帳」。原文書は宝暦

期の佐野奉行、杉山伝右衛門（四代目）が作成したものの。杉山については注(36)に後述する。

(32) 足軽の俸による親役相続については、前述した宝暦九年「勤方之事」にも「一、御足軽子共御雇之分、御用多時分本役江差加り相勤申候」（二八条）とあり、遅くとも一八世紀半ばには「御雇」による子弟の見習制度が慣例化していることが確認できる。

なお、一般的に諸藩の足軽や幕府の同心などについては、実質株化した地位が讓渡・売買される実態が広く明らかにされている（新見吉治『改訂増補 下級士族の研究』日本学術振興会、一九六五年、熊谷光子「近世大名下級家臣団の構造的分析」『日本史研究』三一六、一九八八年、森下徹『日本近世雇用労働史の研究』東京大学出版会、一九九五年、松本良太「近世後期の武士身分と都市社会—『下級武士』の問題を中心に」『歴史学研究』七一六号、一九九八年、磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版会、二〇〇三年など）。佐野領の足軽に関して、このような金銭による地位の継承がなかったとは断定できないが、株化の可能性を窺わせる史料は現段階ではみえない。

(33) なお、佐野領の船方役は、目付と並ぶ待遇を受ける点で陣屋主導層の一角を為す存在といえるが、本稿では論点の拡散を避けるために代官・目付を中心に検討する。船方役は、近世初期より一貫して須藤彦右衛門家、およびその

分家とみられる家によって務められた。須藤彦右衛門家は、越名村を拠点とした佐野氏旧臣の家の分家とされる『佐野市史』通史編上巻、八七四頁。

(34) 役人由緒書の概要は注(66)に後述する。本稿では、現存する役人由緒書のうち、以下を使用する。若田部武寿家文書七「由緒書 須藤彦右衛門」、同八「由緒書 村山半次郎」、同二五「田沼・大川由緒書」、同二六「松村・徳力由緒書」(以上すべて、佐野市郷土博物館複写版による)。(35) 但し、宝永五年に代官に就任した久田見武兵衛家のみ、就任初代の給与は五〇俵であり、二代目から七〇俵となっている。理由は書かれていないが、後述するように家の来歴などに関係する可能性が考えられる。

(36) 前掲大川秀子家文書一五二。杉山伝右衛門(四代目、一五〇石)は、宝暦二年三月から同一二年三月に死去するまで一〇年間にわたり佐野奉行を務めた彦根藩士。養子の五代目も天明三年一月に元方勘定役と兼帯で同役に就任している(『侍中由緒帳』第一四巻、彦根城博物館、二〇一三年、一八四〜一八六頁)。「佐野役并佐野御役人・小役人共勤方書上」と前掲史料「勤方之事」は、ともに宝暦九年に杉山(四代目)が作成したが原文書は残存せず、天明五年(一七八五)に五代目が作成した写しを、目付の大川氏が写し控えたものである。これらの文書は『佐野市史』(資料編二近世、四二頁以下)にも収載され、村上前掲論文にも一部引用されている。

(37) 前掲大川秀子家文書一五二。

(38) 母利美和「彦根藩目付役の形成過程」(藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』彦根城博物館、二〇〇三年)。母利氏によれば、彦根藩では元禄期に財政問題への対応として人事管理を中心とした官僚制改革への取り組みが行なわれた。元禄四年(一六九二)より家中の職務履歴記録である「由緒帳」(『侍中由緒帳』)が成立し、それを契機として広範な役職におよぶ職制改革が行なわれる。特に、「由緒帳」にもとづいた公平性・公正性をもつ家中心人事管理制度が、その中枢を担う目付の職務と共に元禄一二年頃までに整備された。そのなかで目付は「彦根藩の官僚制の根幹」として位置付けられていったとされる。

(39) 東谷智「彦根藩筋奉行の成立と機構改編について」

(藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』彦根城博物館、二〇〇三年)、三五〜四四頁。

(40) たとえば細江次郎右衛門(二代目、二〇〇石)は、寛永一七年(一六四〇)以降「佐野・世田谷御用被仰付、彼地江罷越相勤申候、右両所江式拾八年参申候由」(『侍中由緒帳』四巻、一九九七年、二三一〜二三三頁)として、三〇年間近く佐野奉行を務め、その間に頻繁に現地に赴いた様子が同家の履歴に記されている。前掲注(21)の慶安元年(一六四八)の文書にも二名の佐野奉行の一人として名前がみえる。

(41) 前掲書『彦根藩の藩政機構』所収「彦根藩役職補任

表」四六～五〇頁、一二四頁。実際に、河手四方左衛門(二〇〇石)が元文四年五月二八日に受けた任命には「向後佐野御奉行御止被遊、当御役(勘定奉行)之上佐野御奉行兼帯二被仰付候」(「侍中由緒帳」九卷、二〇〇二年、一〇〇頁)とある。なお宝暦期以降の佐野奉行は(元方)勘定奉行との兼帯が一般化するが、前述した杉山伝右衛門は専任の期間を含めて長期就役している点で例外的な存在といえる。

(42) 前掲大川秀子家文書一五二。

(43) 同右。同箇所は『佐野市史』資料編二近世、四三頁以下にも収載され、村上前掲論文にも引用されている。

(44) 前掲大川秀子家文書一五二。

(45) 『佐野市史』資料編二近世、五二頁。

(46) 若田部武寿家文書二六「松村・徳力由緒書」には、「寛政十二申年二月朔日、以御書面新地百石被下置、佐野奉行職二被仰付候處、文化二年丑年中、半十郎一代御擬百俵被下置并御紋付御上下衣具拝領之上、御代官二帰役被仰付」と記されている。

(47) 前掲注(10) 参照。

(48) 前掲井伊家文書三二三四、文化八年六月八日条。

(49) 佐野奉行、および佐野奉行添役として佐野詰した藩士の具体例として、史料から確認できる以下を挙げておく(「」内は赴任年月)。落合勘解由「文化八年八月」、三浦衛士(添役)「文化九年」、西村荒之介(添役)「文化一〇

年八月」、山縣小兵衛「文化一一年秋」、久野次右衛門「文化一四年四月」、田部庄右衛門「文政三年八月」、吉田裕右衛門「天保八年秋」(以上、前掲井伊家文書三二三四、井伊家文書三一三〇〇「佐野向御指紙抜書留」、同三一三二一「佐野世田谷御差紙書抜」による)。

(50) 勘定方役人として佐野詰した藩士は以下の六名を確認できる(「」内は赴任年月。複数回の赴任は○数字で示す)。細野重次右衛門「①文化八年秋、②文化一四年三月」、藤居儀左衛門「①文化八年八月、②文化一一年秋、③文化一四年八月」、寺倉宗兵衛「文化九年三月」、村田新吾「文化九年八月」、清水七郎兵衛「①文化一〇年三月、②文化一三年三月」、横野紋次「①文化一〇年秋、②文化一三年八月」(以上、前掲井伊家文書三一三四、同三一三〇〇による)。

(51) 文化三年に、「此度厳敷御省略二付」などとして領内献金者の扶持の半減、川除普請・修復の入用節減、御救米の削減などの申渡が藩から佐野奉行に出されている(前掲井伊家文書三一三二一、文政三年五月二九日条、八月晦日条)。

(52) 文政元年五月七日「御勘定人佐野役、右者是迄佐野詰春秋壹人ツ、交代兩人詰ニ申渡候處、御物成御用之節前年今相詰候者無之而者、田畑立毛之見鏡且御取稼相極候ニ付不宜二付、以後交代之義相止メ、前年今相詰居候者翌年御物成御用済迄相詰させ御物成御用中者兩人相詰、右御用

済兮翌年秋迄者壹人詰ニ被致度」として、実質的な佐野詰勘定人の人数削減が行なわれる（前掲井伊家文書三三三二一）。また、文政七年九月には「右御勘定人佐野役、前々之通り御物成御用之節罷下り候様致度旨伺之通申渡候」として勘定人の佐野詰中止が佐野奉行から上申され、その通りの申渡が行なわれている（前掲井伊家文書三三三〇〇）。（53）佐野奉行の佐野詰が史料で確認できるのは天保八年に赴任した吉田裕右衛門（前掲井伊家文書三三三二一、天保八年一月二六日条）が最後で、天保九年には「佐野御代官役」に任命された元持喜三郎に対して「少御擬ニ付詰年斗件之通雜用米」が下付されている（同、天保九年二月八日条）。佐野奉行と佐野代官役の両方が派遣され並立した可能性は低いと考えられるため、この頃に佐野詰藩士の役職が佐野奉行から佐野代官へと変更されたものと推定する。

(54) 例えば、内田家文書一〇「文久二戊年 御用留」（栃木県佐野市 内田英二氏所蔵）三月一日条、十一月一日条など。

(55) 前掲井伊家文書三三三〇〇、文化一三年一月七日条。

(56) 天保一一年五月、多和田久平・久岡与三郎が「佐野世田谷御代官兼帯」を命じられている（『世田谷区史料叢書』第五卷、四一六頁）。このうち多和田は宝暦九年には定府「給金取歩行」であることが確認でき（井伊家文書三一七五二）、「江戸御常式定銀御入用割彦根衆定府衆諸渡

方）、その後定府家臣として定着したものと推定できる。なお、江戸藩邸の藩士による代官の設置については、すでに森安彦氏が嘉永七年の記述から指摘し、「佐野・世田谷二領の統一的掌握を意図したもの」と評価している（『世田谷区史料叢書』第七卷、五一六頁）。

(57) 一例を挙げると、飯塚新平家文書二六一三「覚」安政三年二月（佐野市郷土博物館複写版による）では、元持喜三郎（彦根藩士）、多和田久平（定府藩士）、田沼啓三郎（在地役人）、村山新介（在地役人）の四名の代官と、二名の在地の目付、若田部喜平太、須藤小専次が連署している。

(58) 東谷前掲論文、三五～四七頁。

(59) 渡辺恒一「十八世紀後半の彦根藩町人代官制度」（『彦根城博物館研究紀要』第八号、一九九七年）、同「町人代官」（久留島浩編『近世の身分的周縁』支配をささえる人々）吉川弘文館、二〇〇〇年）、同「近世後期彦根藩地方支配機構の改編について」（藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』彦根城博物館、二〇〇三年）。

(60) 渡辺「町人代官」、五七頁、同「支配機構の改編」、一七二頁。

(61) 前掲史料注（28）井伊家文書七三三八二。なお、『佐野市史』では同史料から在地役人家の家族構成が分析されている（通史編上巻、七一〇～七一三頁）。

(62) 『佐野市史』通史編上巻、八二八頁。

(63) 前掲若田部武寿家文書二六。

(64) 前掲書注(21)『世田谷代官勤事録』二七〇頁。

(65) 前掲史料注(22)「年代記」(『沼沼町史』三〇五〜三〇六頁)。

(66) 役人由緒書は、在地役人の家ごとに井伊家召抱え以来の職務、褒賞・処罰、藩主目見などの履歴を記したもので、おもに一九世紀に目付を務めた若田部家に伝存する。書き手がそれぞれ異なることから、おそらく各家自身で作

成し、陣屋の目付が管理したものと思われる。在職中の者だけでなく改易された過去の就役者(徳力家など)のものも含まれる。内容や書式が統一されていて、彦根藩本藩で編纂された「侍中由緒帳」(注(38)参照)と近似していることから、本藩の人事管理制度に倣って作成された可能性が考えられる。また、残存するものはすべて文化一一年より後の作成とみられるため、文化文政期の支配体制再編のなかで整備されたものと推定される。

(67) 若田部武寿家文書二五「田沼・大川由緒書」。

(68) 前掲若田部武寿家文書二六。

(69) 同右。

(70) 大川秀子家文書二二三「由緒書」。

(71) 大川家の場合、武士由来の由緒を持つ家ではあったが、その昇格は由緒を理由とする拔擢とは異なり、陣屋内での勤功や勤続によって段階的に獲得されたものであることは明らかである。

(72) 実際、大川兵次郎は翌文化三年に「親役相続」により

代官に役替えとなっている(前掲大川秀子家文書二一三)。

(73) 井伊家文書三一三〇六「文化十一年戊戌五月 落合氏・三浦氏并佐野御役人御仕置一件留」。以下、当件に関する

記述は特に断らない限り同史料による。なお、この事件では当時の勤番藩士二名(佐野奉行の落合勘解由、添役の三浦衛士)も改易処分となっている。

(74) 『佐野市史』資料編二(近世、五五〜五六頁)。

(75) 井伊家文書三一三〇四「文化十二己亥年七月改 佐野御役人中・御足軽中御擬并御役名留」。

(76) 天保三年一二月から翌年六月にかけて、代官の岡田兼次と村山半次郎、代官・船方兼帯の須藤久三郎が「不埒之筋」や「不届至極之儀」などとして処分された。最終的に岡田(逼塞中に自死)は「名跡断絶」され、村山と須藤は俸への役儀交代を命じられている(神山和子家文書四五「佐野御代官御不埒二付御仕置御触扣」佐野市郷土博物館所蔵)。なお、「佐野市史」はこの罷免について、天保元年に行なわれた年貢米の仕法変更と関連した可能性に言及している(通史編上巻、一一九二頁)。

(77) 大川秀子家文書二七「御達書写」。

(78) 前掲大川秀子家文書二二三。年欠であるが、大川熊五郎の年齢から天保四巳年と推定される。

(79) 大川秀子家文書四二「由緒書 大川次郎扣」。

(80) 大川次郎は、万延元年の彦根藩家臣の書上(根岸千栄

子家文書三「彦根御家中」佐野市郷土博物館複写版による)では「御代官見習」であり、「明治三年 佐野職禄便覧」(『佐野市史』資料編三近代、佐野市、一九七六年、七六頁以下)では代官であるため、万延元年から幕末維新期の間に代官本役に就任したものと確定しうる。

(81) 若田部博哉家文書一三「嘉永五子年 御用日記 御目付方」(佐野市郷土博物館複写版による)。

(82) 前掲根岸千栄子家文書三。

(83) 前掲注(66)に述べたように、文化期以降の陣屋で管理された在地役人家の履歴記録(役人由緒書)には過去に改易された家も含まれていて、その点もこうした人事運用が制度として行なわれていた可能性を示唆する。

(84) 当時、佐野奉行添役として佐野詰していた藩士の西村荒之介が同事件の対応のために江戸藩邸に出張し、藩庁からの詳細な指示を書簡によって陣屋に伝達した。

(85) 栗原家、および「親類」の武刀家の詳細は未考であるが、元禄八年【表2】Aには足軽のなかに二家と同姓の名前がみえるので、ともに一七世紀に足軽として召抱えられ、代々勤仕した家と考えられる。そのうちの栗原家がどのような経緯で代官まで昇進を遂げたかは明らかでない。

(86) 前掲大川家文書(字)一八のうち「拾五ヶ村役人」。

(87) 前掲大川秀子家文書一五二。

(88) 前掲大川家文書(字)一八、および前掲内田家文書一〇。なお、河岸付きの越名村の年寄も河岸問屋(須藤家)

が務めた。文化二年時の越名村年寄である須藤半兵衛は、『佐野市史』で宝永・正徳期からの河岸問屋とされる(通史編上巻、八七七頁)。

(89) 一般に改革組合村は個別領主の支配域を越えて結成されたが、佐野領の場合、在地の意向が反映されたとされ、例外的に藩領のまとまりのまま、天明宿(天明・小屋町)を寄場とする一五ヶ村の組合として編成された(『佐野市史』資料編二近世、五〇六頁)。

(90) 関東一帯の幕領では、天和期、元禄期などを画期とする幕府の農政改革のなかで在地性の高い給人的代官が徐々に廃止され、享保期までには大部分が江戸からの派遣役人による代官に代替されていた(辻達也『享保改革の研究』創文社、一九六三年、村上直『天領』人物往来社、一九六五年、山口啓二『幕藩体制』『体系・日本歴史4』日本評論社、一九七一年、のち同『山口啓二著作集 第三巻 幕藩制社会の構造』校倉書房、二〇〇九年に所収、など)。

【付記】本稿の執筆にあたり、佐野市郷土博物館、彦根城博物館の皆様には、史料の閲覧・複写において幾度も便宜をお計らいいただき格別のご厚誼を賜りました。末筆ながら記して御礼申し上げます。

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)